

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会（平成 24 年度第 2 回） 議事要旨

1 開催日時

平成 24 年 9 月 11 日（火）14 時 00 分～16 時 00 分

2 開催場所

合同庁舎 7 号館（金融庁）13 階 共用会議室（1320）

3 出席者

（１）委員（敬称略、順不同）

田村昌三（座長）、朝倉浩一、新井充、岩田雄策、芝田育也、鶴田俊、三宅淳巳、八木伊知郎

（２）オブザーバー（敬称略）

※欠席：福島隆、佐々木正大、関一郎太

（３）事務局

三浦宏、鈴木健司、相澤幸之助

※欠席：鈴木康幸

4 配付資料

委員等名簿

（資料Ⅱ－１）第 1 回議事要旨

（資料Ⅱ－２）火災危険性を有するおそれのある物質の調査結果

（資料Ⅱ－３）消防活動阻害物質の調査結果

〔参考Ⅱ－１〕第一次候補物質及び第二次候補物質の選定方法

〔参考Ⅱ－２〕消防活動阻害物質の調査方法

（付属資料Ⅱ－１）火災危険性を有するおそれのある物質の調査対象物質一覧

（付属資料Ⅱ－２）薬事・食品衛生審議会毒劇物部会資料

5 議事内容

（１）火災危険性を有するおそれのある物質の調査結果について

○事務局より資料Ⅱ－２、参考Ⅱ－１、付属資料Ⅱ－１をもとに説明が行われた。

【事務局】確認試験については 10 物質前後を考えており、優先順位で言うと第二次候補物質のうち①から③まで（11 物質）となるが、第一次候補物質の抽出から漏れないかということのほか、第二次候補物質の④及び⑤に分類された物質の中

で、危険性等の点から優先的に試験を行った方が良い物質があれば御意見をいただきたい。

【委員】シラン等のガスの分子量を大きくし、ガスから液体としてもリスクが減らない場合、当該ガスの危険性を検討する必要があるのではないかな。

【事務局】ガスについては、経済産業省の分野になると思う。

【座長】今の御意見は今後の課題として関係省庁で諮っていただければと思う。他に第一次候補物質等で漏れているものがあれば御意見をいただきたい。

【委員】自然発火性の性状を持つ物質については、分子量が大きくなれば試験条件によって発火しないこともあり、用途によっては安全性が変わることも考えられる。

【座長】試験条件によって特性が変わってくる可能性のあるものについては、性状等を確認する必要があると思う。他に第二次候補物質の④及び⑤の中で、確認試験を行った方が良いのではという物質に関してはいかがかな。

【事務局】第二次候補物質の 23 物質について、優先順位により確認試験を行うが、物質が入手できないなどの理由により、確認試験を実施できない場合があることを御留意いただければと思う。そういった場合は、④及び⑤の中で確認試験を実施した方が良いものを繰り上げて実施することもできるので、御意見をいただきたい。

【委員】事業者が購入している実績があり、しっかりと危険性の評価がされていないのであれば、危険性の把握のために確認試験を実施した方が良いのではないかな。ガスではなく液体にして使用している場合もあるので、入手可能であれば確認試験を実施してはどうか。

【座長】危険物として決定する際には流通量の観点からも判定するため、危険物として規制するかどうかについては別に検討が必要になるものの、具体的な危険性などの情報があれば勘案したい。

【事務局】確認させていただくと、資料Ⅱ－２中の「第二次候補物質の選定結果」において、基本的には上から 10 物質をとることとし、毒性や入手困難で試験ができないものは外して、最終的に 10 物質を選定するということでよろしいかな。

【座長】追加の御意見等があれば出していただき、基本的にはそのような形でお願いしたい。

(2) 消防活動阻害物質の調査結果について

○事務局より資料Ⅱ－３、参考Ⅱ－２、付属資料Ⅱ－２をもとに説明が行われた。

【事務局】資料Ⅱ－３において、既に危険物に指定されている物質については、消防側が危険物として許可、届出等により存在を把握できるため、以前より消防活動阻害物質の指定から外している。

- 【委員】 ガラス状態の物質で毒劇物から解除となる物質があるが、火災など加熱以外の条件で危険性があれば、消防法上は解除できないという判断になるのでは。
- 【事務局】 これは元々毒劇物に指定されていたが、消防法では消防活動阻害物質としていなかった物質となる。ただし、もし危険であるという結論が得られれば、毒劇物から解除されても、消防活動阻害物質の指定は可能と考えている。
- 【委員】 毒劇物と消防では想定している状況が異なり、通常問題がなく毒劇物から解除となっても、消防活動上で考えた場合はどうなるのか。資料等により安全性が納得できれば良いと思う。
- 【委員】 危険性が想定されるならば、毒劇物から解除されても消防活動阻害物質の指定要件の確認が必要ではないか。毒劇物から解除されれば流通量の増加が予想されるため、試験すべきかどうかは状況で把握していけば良いと思う。
- 【座長】 消防活動阻害物質の考え方としては、毒劇物に指定されたもので危険物に指定されていないもののうち、一定の条件を満たす物質となるが、毒劇物に指定されていないものは、消防活動阻害物質に指定できないのか。
- 【事務局】 毒劇物から解除されたとしても、政省令を改正すれば指定はできる。
- 【座長】 毒劇物から外れた物質についても、消防活動阻害物質に指定することは可能とのことだが、候補としないことについて皆様いかがか。この件については情報をさらに集めてもらい、次回に協議することとする。他に御意見がなければ、消防活動阻害物質については厚生労働省での最終的な決定を踏まえて考え方を総括し、何か情報等があれば追加で提示していただき次回に検討したい。
- 【委員】 火災が起きたときに有害物質が発生するという部分の記載が抽象的であるが、厚生労働省から提示されたものか。
- 【事務局】 厚生労働省では加熱による毒性は示されてなかったもので、SDS等を基にして加熱したときの状況を記載している。資料に掲げる物質の中には、加熱時に発生する物質が不明なものもある。引続き詳細を確認し、次回の検討会で提示したい。
- 【委員】 火災時は通常の状態とは異なるが、消防活動阻害物質を厚生労働省の毒劇物の指定基準と同じとすることで良いのか。濃度等の指定が必要ではないか。
- 【事務局】 燃焼した場合に、より有害性が高いとされる物質があれば注意する必要があるが、今までは経験的に毒劇物と同様な枠の中での運用について、あまり支障がなかったということだと思う。
- 【委員】 消防活動阻害物質は、毒劇物と異なり、予期しない火災等の状況が想定されるため、指定する際の考え方が変わってくるので、必要であれば今後検討していければと思う。
- 【座長】 平成6年の「消防活動阻害物質の指定基準に関する調査検討委員会」で取りま

とめられた指定要件に合致しなければ対象とはならないが、用途や状況により危険性があるものについては、指定要件とは別に追加することも考えていきたい。どのような危険性があるのか、情報・資料等を追加して判断できればと思う。

他に御意見がなければ、消防活動阻害物質については厚生労働省の結果を待って、それを基に本日御協議いただいたことも含めて調べていただき、次回に協議することとしたい。

(3) その他

次回の検討会は、平成 25 年 2 月 21 日（木）の午前 10 時 00 分から 12 時 00 分まで開催されることとなった。

以上